

2016年12月12日

第1544号(週刊)

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
http://kasugaiminsyo.st1.jp

源泉所得税の納期限は1月20日(金)、書類の提出期限は1月31日(火)です!

年末調整学習会、講習会に参加しましょう!

① 年末調整学習会

(年末調整の実務とマイナンバー対応について)

12月14日(水) 19時～

(会場: レディヤン春日井 2階第2会議室)

② 年末調整講習会(完全予約制)

日時	10時～	14時～	19時～
12月22日(木)		① <満員>	②
12月27日(火)	③ <満員>	④	
1月6日(金)		⑤	
1月10日(火)	⑥	⑦	
1月13日(金)	⑧	⑨	⑩
1月13日(金)は、3回ともレディヤン春日井2階第2会議室で開催します			
1月17日(火)	⑪	⑫	

上記の日程表で、講習会(①～⑫)の参加希望日を事前に予約してください(①および③はすでに満員となっています)。参加人数の関係で調整をお願いする場合があります。

※講習会に参加しない場合は、昨年同様特別会費を徴収します。

<持ってくるもの>

(1) 税務署から届いた封筒、(2) 中間納付(7/10)に支払った源泉税の領収書、(3) 給与台帳など給与支払状況のわかるもの、(4) 従業員から提出された、生命保険・地震保険などの控除証明書、(5) 従業員の国保・年金などの支払金額のわかるもの、(6) 従業員および扶養家族の名前、生年月日のわかるもの、(7) 筆記用具・計算機、(8) 認印

今年も残すところあとわずかとなりました。専従者や従業員のいる事業所では、今年1年に支払った給料に基づいて所得税を計算する「年末調整」の作業が始まります。春日井民商では、今年も左記の通り学習会と講習会を行います。今年の年末調整から、「マイナンバー法」施行のからみで給与支払報告書の様式が変わるなど、変更点が多々ありますので、学習会にはぜひ参加してください。平成28年分の納期限は1月20日(金)、書類の提出期限は1月31日(火)です。納期限に1日でも遅れると不納

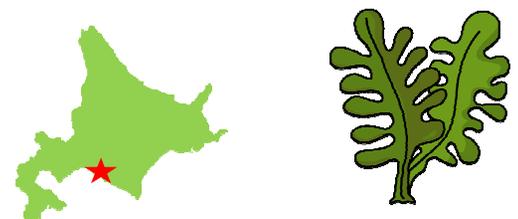
付加算税が発生しますので、くれぐれも遅れないようにしましょう! 講習会は必ず予約して参加ください。以前お知らせしたとおり、事務所近辺の路上駐車取り締まりが厳しくなっています。駐車場の数が少ないので、講習会には必ず事前に電話で予約をして参加してください。予約なしの来訪はお断りする場合があります。なお、1月13日(金)は、朝から夜までレディヤン春日井2階第2会議室にて講習会を行いますので、なるべく駐車場の心配のないこちらに参加をしてください。

税金相談員学習会の日程が決まりました

- ① 年末調整の実務 12月14日(水)
- ② 所得計算の方法 1月11日(水)
- ③ 確定申告書の書き方 1月18日(水)
- ④ 減価償却費など決算修正 1月25日(水)
- ⑤ 消費税申告書の書き方 2月1日(水)

いずれも19時～ レディヤン春日井での開催です
(①12月14日のみ2階第2会議室、②～⑤は2階第2集会所で開催します。)

日高昆布 残りわずかです!



こんぶ(大・500g)…2,500円

※こんぶ(小)と根こんぶは、好評につき完売しました。

12月は早めの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀